

平成24年3月5日

近藤 ゆり子 様

岐阜県県土整備部 河川課長

内ヶ谷ダムに関する環境調査資料の公開について

平成22年12月9日に公開請求があった内ヶ谷ダムに関する環境調査資料（以下「対象資料」と言う。）は、事業実施区域及びその周辺域で県が実施した環境調査の結果です。

対象資料に記載された情報には、希少種の生息場所等が特定できる情報が含まれており、平成23年1月12日にそれらを部分的に非公開とした公文書部分公開決定を行い、対象資料の一部を公開いたしました。

この公開決定に対して、平成23年2月22日に提出された異議申立ては、「希少野生動植物等の生息場所が特定できる情報とはいえないものまで黒塗り（非公開）となっている」との趣旨でありました。

この異議申立てを受けて、県としては、動物、植物、鳥類、魚類の専門家から、対象資料にある希少種の情報の扱いについて意見を聴取し、その公開の是非について検討を重ねました。

検討の結果、以下の観点に基づき、再度対象資料を一枚ずつ精査したところ、対象資料の中に公開すべき情報が含まれていましたので、改めて対象資料の公開をさせていただきます。

今回の件を踏まえ、今後は、営巣木が特定されない限りにおいて猛禽類の希少種の名称を公開していくこととし、また、岐阜県情報公開条例の本旨に則り、情報開示に努めてまいります。

〔希少種情報の扱いの観点〕

1. 鳥類については、希少種とされる猛禽類は行動圏が大きな広がりを持っており捕獲することが容易ではない。また、希少種の名称を公表しただけで、営巣木が特定される恐れは少ない。
2. 希少種が存在する生態系全体を保全するために、住民全体の意識を高め、保護を進めることは有意義であり、これに資する情報は公開すべきである。
3. その他の動植物の希少種については、それ自体が小さく、人目に触れず捕獲や飼育することができ、高価な取引がされている。それらの種名を含めた情報を公開することが、盗掘・乱獲につながるおそれがあるため非公開とする。